

別表 1（第 3 条関係）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条の規定による申請による保護の開始及び変更に関する事務のうち、保護の変更に関すること

同法第 25 条の規定による 職権による保護の開始及び変更に関する事務のうち、保護の変更に関すること

同法第 27 条の規定による指導及び指示のうち、口頭で行うもの

同法第 27 条の 2 の規定による相談及び助言に関すること

同法第 28 条の規定による立入調査及び親族への調査に関すること

同法第 30 条の規定による施設入所に関すること

同法第 48 条の規定による保護施設の長からの届出に関すること

同法第 55 条の 4 の規定による就労自立給付金の支給決定に関すること

同法第 55 条の 5 の規定による進学準備給付金の支給決定に関すること

同法第 55 条の 6 の規定による就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に係る報告に関すること

同法第 63 条の規定による費用返還に関すること

同法第 76 条の規定による遺留金品の処分に関すること

同法第 77 条の規定による費用等の徴収に関すること

同法第 80 条の規定による返還の免除に関すること

同法第 81 条の規定による後見人選任の請求に関すること

同法第 81 条の 3 の規定による情報提供等に関すること

別表 2（第 5 条関係）

| 課       | 課長代理          | 対象となる職員                                            |
|---------|---------------|----------------------------------------------------|
| 総合企画課   | 総合企画課長代理      | 総合企画課に属する職員                                        |
| 窓口サービス課 | 保険年金担当課長代理    | 窓口サービス課に属する職員（保険年金 管理、保険年金 保険グループ担当業務に従事する職員に限る。）  |
| 保健福祉課   | 生活支援担当課長代理    | 保健福祉課に属する職員（支援・受付面接・自立支援・生活困窮 グループ担当業務に従事する職員に限る。） |
|         | 生活援助担当課長代理    | 保健福祉課に属する職員（生活援助グループ 担当業務に従事する職員に限る。）              |
|         | 福祉担当課長代理      | 保健福祉課に属する職員（地域福祉・介護保険グループ担当業務に従事する職員に限る。）          |
|         | 子育て支援担当課長代理   | 保健福祉課に属する職員（子育て・教育支援グループ 担当業務に従事する職員に限る。）          |
|         | こども家庭支援担当課長代理 | 保健福祉課に属する職員（こども家庭支援担当業務に従事する職員に限る。）                |
|         | 保健担当課長代理      | 保健福祉課に属する職員（結核対策グループ担当業務に従事する職員に限る。）               |